

(趣旨)

第1条 この要綱は一般社団法人京都府介護老人保健施設協会（以下、協会という。）が保有する資産に広告を掲載することに関し必要な事項を定めることとする。

(掲載基準)

第2条 次の各号のいずれかに該当するものは掲載不可とする。

- (1) 法令に違反し、または違反するおそれのある広告
 - (2) 公序良俗に反するもの
 - (3) 商標、著作権を侵害するもの
 - (4) 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれがあるもの
 - (5) 人権を侵害し、または差別を助長するおそれのある広告
 - (6) 社会的秩序を乱す表現のあるもの
 - (7) 賭博、詐欺、ねずみ講、不良商法と見なされるもの
 - (8) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告
 - (9) 政治団体、宗教団体の活動及び勧誘に関するもの
 - (10) 社会問題についての意見広告
 - (11) 個人の氏名の名刺広告
 - (12) 責任の所在および内容が不明確なもの
 - (13) 不快感を与えるようなイメージのもの
 - (14) その他、当法人が広告掲載に際して不適切と判断したもの
- 2 上記の要件に該当する広告について、当法人はその内容の変更、改善を求めることができるものとする。
- 3 広告の内容について問題が生じた場合、広告主の責任において対処することとする。

(原稿体裁及び広告料)

第3条 広告媒体ごとの規格は次のとおりとする。

イ. 大会、シンポジウム、研修会等の「抄録」掲載広告

- (1) A4 タテ 1ページ 30,000円
- (2) A5 ヨコ 1ページ 20,000円

ロ. 大会、シンポジウム、研修会等のブース出展

- (1) 京都府老人保健施設大会（近畿ブロック大会）（450人～900人規模）
70,000円/1日

<以下別料金>

バックパネル：W 900×2台 H 2,100

テーブル：W 1,800 D 600 H 700 ×1台

コンセント：AC 100V 0.5kw

- (2) 研修会（50～200人）¥50,000/半日

<以下別料金>

テーブル：W 1,800 D 450～600 H 700 ×1台

コンセント：AC 100V 0.5kw

ハ. 大会、シンポジウム、研修会等のランチョンセミナー

- (1) 京都府老人保健施設大会 30分 ¥250,000

ニ. ホームページバナー広告

- (1) サイズ 160×50pix 20KB以下 GIF（アニメ不可）
¥24,000/年間（¥2,000/月）

2 広告掲載料は指定期日までに、請求書に記載する当協会指定の口座に振り込むこと。

(広告掲載等の中止・掲載キャンセル)

第4条 協会は次の各号のいずれかに該当する場合は掲載等を行わず、または既に掲載等している広告を広告主へ催告を行わずに中止することができる。

- (1) 指定する期日までに掲載等をする広告対象の提出がないとき。
 - (2) 広告主の倒産、破産等により広告の掲載等をする必要がなくなったとき。
 - (3) 広告主が書面により、掲載等の取下げを申し出たとき。
 - (4) 広告主が協会の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為をしたとき。
 - (5) 広告主の社会的信用を著しく損なうような不祥事が明らかになったとき。
 - (6) 協会の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。
- 2 掲載開始以前に広告掲載をキャンセルする場合でも、既納の広告料は返却できない。

(申込み)

第5条 ホームページバナー広告以外は指定の申込み様式を使用し、申込期日までにメールまたはFAXで申し込むこと。

- 2 ホームページバナー広告は次の「広告掲載の流れ」に沿って手続きを行うこととする。

「広告掲載の流れ」

- (1) 事務局にメールで申し込むこと。既にバナーイメージのデータをお持ちの方はメールに添付して申し込むこと。
 - (2) 掲載基準に則って広告内容・バナーイメージの審査を実施。
 - (3) 審査通過後に「掲載決定通知」をメール送信。掲載開始日等を確認。
 - (4) 広告掲載料は指定期日までに、請求書に記載する当協会指定の口座に振り込む。
 - (5) 入金確認後、「掲載決定通知」内の掲載開始日から掲載。
 - (6) 表示位置は当協会に一任すること。
 - (7) 期日までにご入金がない場合、掲載を中止させていただくことがある。
- 3 広告申込み様式は次のとおりとする。
- (1) ホームページバナー広告以外は広告掲載受付開始前に当協会のホームページに掲載する専用の申込用紙を使用すること。
 - (2) ホームページバナーは申込みフォームに必要事項を記入のうえバナーデータを添付してメールで申し込む。
- 4 申込み先

住所 〒604-8804 京都市中京区壬生坊城町48番地6 京都社会福祉会館内
(一社)京都府介護老人保健施設協会 事務局

TEL 075-813-1545 FAX 075-813-1546

URL <https://kyoto-roken.jp/> メール kyoroken@rokenkyo.or.jp

(ホームページバナー広告の契約期間・更新・変更)

第6条 契約期間は1年単位とする。掲載開始日は毎月、1日から14日までの申し込みは翌月1日からの掲載、毎月、15日から末日までの申し込みは翌月15日からの掲載とする。

- 2 広告の掲載延長を希望しない場合は契約満期となる月の14日までに申し出ること。申し出のない場合は自動的に契約更新として取り扱うこととする。
- 3 掲載期間中の広告の変更は変更希望日の15営業日前までにメールで提出すること。
- 4 広告の変更手数料(リンク先変更を含む)は1度につき5,000円とする。

(ホームページバナー広告の免責事項)

第7条 サーバ停止などによる一時的なサイトの閲覧障害が発生した場合、連続して24時間を超えない場合は掲載期間の延長等ないものとし、閲覧障害が連続して24時間を超えた時点で掲載期間を延長する。ただし、延長期間は閲覧障害が発生した日数分とする。

2. 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、連絡することなく広告掲載サービスを一時的に中断できるものとする。
- (1) サーバの緊急保守を行う場合、または定期保守中緊急止むを得ない場合
 - (2) 天変地異、戦争、暴動、その他の不可抗力の事態が生じた場合
 - (3) その他、サーバ運用上の理由により一時的な中断が必要止むを得ない場合

(守秘義務)

第8条 申込者は、広告掲載契約の有効期間中はもとより期間終了後も、本件広告の掲載または広告掲載契約に関して知り得た当協会の秘密情報を第三者に提供、開示、漏洩し、また広告掲載契約の履行以外の目的に使用してはならないものとする。

(補則)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項でこの要綱に記載のないものは当協会の理事会で定める。

附則

この要綱は平成27年7月1日から施行する。

附則（平成28年5月10日改訂）

この要綱は平成28年5月10日から施行する。

附則（令和元年7月1日改訂）

この要綱は令和元年7月1日から施行する。

附則（令和3年7月1日改訂）

この要綱は令和3年7月1日から施行する。

附則（令和6年6月1日改訂）

この要綱は令和6年6月1日から施行する。